

日本版 CRS に係る宣誓に関する同意

私は、日本版 CRS に関して、次のとおり宣誓します。

- ・日本居住者であり、税法上の居住地国は日本のみです。
- ・居住地国情報に変更が生じた場合は、3 ヶ月以内に改めて届出します。
- ・本届出に記載した内容が正確であることを宣誓します。

※当行は「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法および地方税法の特例に関する法律」(以下、実特法)に基づき、お客さまのお取引にあたり、本届出の取付および本人確認の実施、記録および保管が義務付けられております。

- ・上記宣誓をいただけない場合は、お取引いただけませんので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
- ・実特法および居住地国の詳細につきましては、「共通報告基準 (CRS) に基づく自動的情報交換に関するお知らせ」にてご確認ください。
- ・本届出の内容が正確でない場合、法令による罰則の対象となるおそれがあります。
- ・居住地国に変更が生じた場合は、その事実の発生後 3 か月以内に改めて届出が必要になります。その際は、速やかに当行へお申し出ください。
- ・本届出以前に居住地国について届出書を提出されている場合、本届出によりその届出書の記載内容を撤回することとなります。